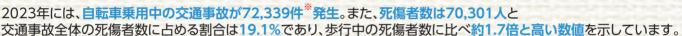
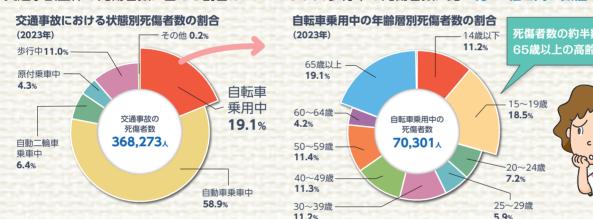


知っていますか?

もしも自転車事故を起こしてしまったら・・・

およそ7分に1件の割合で、





死傷者数の約半数が20歳未満の若年層と 65歳以上の高齢者です!



※各グラフの構成率は、警察庁交通局の統計数値をもとに小数点第2位を四捨五入していることから、合計が100%にならない場合があります。 ※自転車が第1当事者または第2当事者となった交通事故件数。ただし、自転車相互の事故は1件とした。 (警察庁交通局データより作成)

になってしまうと **ÿることがあります。**

自転車による事故では、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。 もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

自転車での加害事故例(日本損害保険協会調べ)

判決認容額※ 事故の概要 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路に 9.521万円 おいて歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻ら ない状態となった(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)。 男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの 9,330万円 追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約 2か月後に死亡した(高松高等裁判所、2020年7月22日判決)。 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線 9.266万円 を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の 喪失等)が残った(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)。

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、 加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。





そんなときのために 事前に備えておけば 安心です!



ルールを守る

保険に加入する

ルールを守り、無理な運転をしなければ、 車事故を防ぐことができます!



自転車で事故を起こしたり、事故に遭ったりしないために、交通ルールをしっかり守って安全運転を心がけることが大切です。

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止、 夜間はライトを点灯



信号無視や一時不停止、飲酒運転などの 定の違反行為(危険行為)を反復して 行った自転車運転者に、安全講習の受講 が義務付けられています。

携帯電話やイヤホン等を使用しながらの 運転や、傘さし運転も大変危険ですので やめましょう。

※これらの行為は、都道府県の規則で禁止されています。







飲酒運転は禁止



自転車事故による死者の多 くは頭部を損傷しています。 自転車に乗るときはヘル

メットを着用しましょう。



交通ルールをしつか り守って、事故を起 こさないことが何よ りも重要です。

> そのうえで、万一の 事故に備えた保険 に加入しましょう。

(注)上記の『自転車』とは、法律等で定める『普通自転車』を指しています。車体の大きさなどが基準に適合しない自転車*は、普通自転車とは通行方法が異なりますので、ご注意ください。 なお、一般的に使用されている自転車のほとんどは普通自転車に該当しています。 ※一部のマウンテンバイクやタンデム自転車等

車事故による損害賠償責任や、 のケガには「保険」で備えることができます。



ご不明な点はお気軽に、保険会社または

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。

自転車事故に備えるための保険

-	対 象	事故の相手		自 分
	保険の種類	生命・からだ	財産 (モノ)	生命・からだ
	個人賠償責任保険	0	0	X
	傷害保険	×	×	0

■個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償の対象となります。

個人賠償責任保険…買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた 傷害保険……スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした

- ■傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。
- ■業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。 事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

早速、加入している 保険の補償内容を 確認してみるわ。



〈補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと〉

- ●個人賠償責任保険は、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社 によっては取扱っていない場合があります。
- ●新たな保険(特約)への加入をご検討される場合は、自転車を乗用される方またはそのご家族が既に補償内容が同種の保険契約に加入されていますと、補償の重複が生じ ることがあります。そのため、保険金額(支払限度額)、被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を十分ご確認ください。

一般社団法人日本損害保険協会

損害保険に関するご相談・お困りごとはそんぽADRセンターに ご連絡ください。

本チラシに関するお問い合わせ先 ☎03-3255-1215

日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808(通話料有料)



2024.8.5,000 編集制作:一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

(受付)平日9:15~17:00(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)